

# 市民オンブズマンわかやま

ニュース NO93

発行責任者 畑中 正好 発行日 2012年9月18日  
連絡先 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内  
TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767  
http://www.naxnet.or.jp/~wa\_obz/ Eメール wa\_obz@naxnet.or.jp

## 情報公開条例改正問題

### 知事に取り下げ 議長に廃案を要請

#### 閲覧費用徴収等の導入

#### 利用を阻害し県民の知る権利を侵害

9月14日、当会は、この9月県議会に提案された情報公開条例の一部改正について、同改正は、利用を阻害し県民の知る権利を侵害するものであることから、知事に同改正案の取り下げ、議長に廃案を求める要請を行いました。

当会は、県情報公開条例の閲覧費用負担、見なし開示、大量請求の場合の予納などを導入する改正に関して、パブリックコメントへの「意見書」の提出、「情報公開の促進と透明度を高める改善要望書」に引き続き、9月14日、知事に同改正案の取り下げ、議長に廃案にすることを求める要請書を提出しました。

改正は、情報公開制度が近年、着実に定着している一方、条例の目的からはずれた開示請求が発生しており、行政コストが増大し、コストの負担の不公平（利用する者と利用しない者との不公平、閲覧は無料、写しの交付は有料の不公平）を改善する必要があります。しかし、開示請求件数が96年度の1万

6181件をピークに1万件前後で利用の促進が図れていず、予算編成の透明度ラッキングが全国最下位にあるなど情報公開後進県というべき状況にあり、開示が伸びず低迷していること。行政コストについては、情報公開制度の実施に伴う経費は、民主主義の必要なコストと考えるべきであること。

適正な公金の使途を促し不適正な支出を抑止するメリットがあるうえ、条例に基づく監視・是正活動の結果、今日までの8年間に9億円を超える返還で県に具体的なメリットがあったこと、などから、未だ、閲覧を有料にする「特段の事情」はないとし、不公平は、写しの交付を無料にすれば、解消すると思われました。



# 情報公開条例一部改正問題を切る

## 県が「説明責任を全うする」経費は県の負担

阪谷 今回は、当然で 井上 14日には、NHKの取材も受けました。

すが、情報公開条例の一部改正問題をと

りあげましょう。井上さんは、要請行動にも参加されました。

井上 はい。関連して

9月に2回行きました。いつもは、神野さんと畑中さんの3人でしたが、一人増え、4人で行ってき

ました。迫間 「情報公開の促進と透明度を高める改善要望書」は9月6日、「改正案の取り下げと廃案を求める要請」は14日の提出でしたね。

阪谷 まず、改正問題から、県の改正の理由は、制度が定着した一方で、条例の目的からはずれた請求が発生しており、これを防止する必要があります。また、開示件数が増加し行政コストが増大したので、コスト意識を県民にもってもらう。さらに、コストの負担に不公平があり、その不公平を改善することが必要である、と

迫間 県は、平成14年

畑中 ええ、要約すると、そういうことです。

伸びを欠く

開示件数



井上 制度が定着したという根拠に、開示請求件数をあげてい

### 現行条例を制定したときの「提言」

#### 1 現行条例の見直しの背景

現行条例は、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進し、開かれた県政を一層促進する目的をもって「和歌山県公文書の開示に関する条例」として平成5年3月30日に公布され、同年10月1日に施行されたものである。本県の公文書開示制度は、他の都道府県に比較して、施行の時期は遅れてはいたが、情報公開に関する県民の意識の向上と関係者の制度推進の努力の結果、条例制定当初年間200件あまりにすぎなかった開示請求が平成9年度には、大量一括請求等によって、25,000件に達し、平成11年度には、依然として8,600件を超える請求が行われている。また、請求件数のみでなく、請求人数も増加し、公文書開示制度が着実に県民の間に定着し、制度としての目的を果たしつつあることが窺われる。

しかしながら、21世紀の幕開けにあたり、下記のような時代の推移に伴う諸事情を考えると、情報公開の一層の充実、発展を期するために、この際、本条例を見直す必要がある。

度が1590件で同23年度が1万2787件を数えるようになったから、近年、

畑中 その見方は県に都合のよい見方です。

井上 じゃ、伸びているとは言い難い。畑中 それに、現行の

定着してきたと考えられると。

井上 前後で推移して

よくみれば、15年度に8375件になり、18年度には1万6181件になりました。しかし、18年度以降、同年度の件数を超えることはなく1万件前後で推移して

# 開示に要する経費

## 民主主義の必要なコストと考えるべきである

条例は平成13年3月に公布されたものですが、その際、前条例が「平成5年3月30日に公布された条例制定当初年間20

0件あまりにすぎなかった開示請求が平成9年度には、大量一括請求等によって、2万5000件に達し、平成11年度には、依然として8600件を超える請求が行われている。また、請求件数のみでなく、請求人数も増加し、公文書開示制度が着実に県民の間に定着し、制度としての目的を果たしつつあることが窺われる、しかしながら、21世紀の幕開けにあたり、情報公開の一層の充実、発展を期するため、この際、本条例を見直す必要がある（提言、見直しの背景より）、として現行の制度になったのです。

阪谷 そうすると、現行制度になる前と比

### 現行条例を制定したときの「提言」

#### (7) 費用負担（現行条例第11条）

費用負担については、現行どおり、手数料は徴収せず、写しの交付等に係る費用を徴収すべきである。なお、その額については、コスト等を勘案し、できる限り軽減化を図ることが適当である。

#### 【説明】

現行条例は、公文書の開示請求手数料や開示実施手数料を徴収せず、公文書の写しの交付を受けるものは、写しの交付に要する費用を負担しなければならないとし、公文書の閲覧については、これを無償としている。

しかし、請求、閲覧の手数料については、情報の開示を受けるものは、現実には、特定の請求者であり、特定の個人に対する役務の供与については、受益者負担とし、開示請求に対する事務処理コストを考慮して、手数料を徴収すべきであるとの論がある。

しかしながら、情報公開制度は、未だ、普及、浸透を図る過程にあること、開示請求は条例によって創設された県民に与えられた権利を行使するものであること及び実施機関は、県民に対し説明責務を負っていること等を勘案すると、情報公開制度の実施に伴う経費は、民主主義の必要なコストと考えるべきであるから、現段階では、新たに手数料を徴収することとする特段の事情は認められず、現行条例を変更すべきではないと考える。

現行の写し交付の費用負担（謄写費用）は、できる限り軽減化を図る必要がある。また、電磁的記録の開示に伴う費用負担についても、これに要するコスト等を勘案して検討することが適当である。

べるのが自然じゃないですか。 畑中 そういうことで、それを、わざと、現行制度となつた以降一番低いところと比較しているのだから、県民をだまし、改正に誘導する意図的な比較というべきです。

阪谷 なるほど。 畑中 だから、実態を迫問 それらと比較すれば、開示請求件数が増加しているとは言いがたいです。

よく見れば、改正に都合のよいような背景にはないのです。 井上 それに、21世紀に相応しい情報公開の充実はまだまだ、これからとみるべきですね。特に、18年度以降、開示件数が停滞しており、より促進策が必要であることを示している

みるべきです。 畑中 そのとおり。それを講じないから、情報公開後進県になり下がったともいえます。



# 県に求められるのは、

## 二十一世紀に相応しい情報公開の一層の充実

2万5000件などを背景にしたものから、現代も、新たに手数料を徴収することとする特段の事情は認められない、と言うべきです。

阪谷 それじゃ、請求

件数が増加しているとは見なし難いのであれば、行政コストの増大しているとは言い難いことになり、改正の理由がないこととなります。

迫間 コストに関連する「閲覧」費用の有料化は？

阪谷 改正は、現行制度にするときの「提言」の検討過程で、「開示請求に対する事務処理コストを考慮して、手数料を徴収すべきであるとの論」があつたことを根拠にしています。畑中 その主張は、と

てもズルイのですよ。

何故なら、現行制度にするときの「提言」

は、先ほどの論に続いてこう書かれています。「開示請求は条例によって創設された県民に与えられた

権利を行使するものであること及び実施機関は、県民に対し説明責任を負っていること等を勘案する

と、情報公開制度の実施に伴う経費は、民主主義の必要なコストと考えるべきであるから、現段階では、新たに手数料を徴収することとする

特段の事情は認められず」として、手数料は徴収しないとされたのです。井上 そうすると、手数料を徴収すべきであるとの論があつたけれども、その経費

は、民主主義の必要な経費と考えるべきであるとしたということだ。

れず」として、手数料は徴収しないとされたのです。

井上 そうすると、手数料を徴収すべきであるとの論があつたけれども、その経費

は、民主主義の必要な経費と考えるべきであるとしたということだ。

れず」として、手数料は徴収しないとされたのです。

井上 そうすると、手数料を徴収すべきであるとの論があつたけれども、その経費

### 条例の目的からはずれた請求の防止は

### 利用を阻害することをねらった改正

ような意味だと考えてよいと言えます。で、不適正請求は1件でした。だから、問題としなければならぬほどの件数ではないと考えるべきです。

迫間 だとすれば、それを理由に改正するのはおかしいと。

畑中 そうです。それに、1件あつたという不適正な請求は他の法律を適用して防止しています。

阪谷 とすれば、特段、情報公開条例を改正するまでもないので。現状でも防止できるのであります。

畑中 そうです。それに、改正は、適正な請求にまで影響を及ぼすこととなる改正をしようとしていますが、適正な請求にまで影響を及ぼす制



# 開示をすすめるメリット

## 適正な公金の使途を促し 不適正な支出を抑止する

度の改正の目的は、利用を阻害することを狙っているというべきです。それに、この程度で、すべての適正な開示請求に適用させる制度の導入は、目的を達成するためには必要かつ相応な手段の範囲を著

しく超えており、県民の知る権利を侵害するものであり許す訳にはいきません。

### 「提言」

開示によるメリットを考察していない

阪谷 改正を求める今回の提言は、メリットを一切考察していないとして、これが問題だと要請文は指摘していました。

畑中 そうです。開示をすすめ透明度を高めることは、適正な公金の使途を促し、不適正な支出の抑止になっているというメリットがあります。迫間 それは、県民にとって貴重なメリットだ。行政にとつては不都合かもしれない

いが。

畑中 具体的なメリットとして、一例をあげれば、私達が、本件条例に基づく監視・是正活動を通じて県に返還させるといふ形で不適正支出を是正させた額が、当会の試算で、05年（平成17年）度から現在までの8年間で合計約9億円を超えています。

## コスト負担の不公平論

### 開示請求を「お荷物」と考えるから生じる発想

井上 なるほど。メリットを考慮すれば、制度に要する経費を民主主義のコストと考えても十分釣り合います。畑中 しかし、迫間さんも先ほど言われたように、このメリットは行政にとつては不都合であり歓迎されません。できれば不適正な支出は県民から隠したいという



思いがある、と見なければなりません。迫間 だから、開示請求の抑制を図ろうとしていられるのですか。畑中 開示請求を抑制する制度改正は、情報を県民から遠ざけ隠すことを意図するものとみる必要があります。

阪谷 コストの負担の不公平として、開示制度を利用し情報を得る者と、利用しないものの納税という形で行政コストを負担する者の間の不公平をあげていますが、

これはどうみえますか？畑中 利用していない者はコストを負担していないから不公平という発想からすると、利用しない者も負担すべきであると

いうことになります。しかし、利用しない者にまで負担を求める発想は、この制度の目的をまったく理解しない暴論といえるべきです。迫間 改正は、ほぼ同

等の行政コストが必要にもかかわらず、「写しの交付」は有料であるが「閲覧」は無料であることのは不公平に加え、閲覧をしてデジタルカメラで撮影すれば、無料で写しを取得できることも理由にあげています。

畑中 それらのコスト問題を考えるときに、その前提として押さえておくべきことがあります。

井上 それは？畑中 それは、この条例は、条例により県民の「知る権利」を認め、実施機関の県民が「説明する責務」を全うされるようにすると宣言しているのです。だから、「説明する責務」を全うするための経費は、実施機関らが負担す

# 条例の目的からはずれた請求発生背景

## 開示請求に対する職員の不適切な対応

るべきであると考え  
るのが自然です。

ける方法の選択の問  
題ですから。

阪谷 なるほど。条例  
上の趣旨・目的から  
すれば、それに要す  
る経費は、県が負担  
するべきであると解  
釈したとしても、そ  
れは自然だというこ  
とですね。

井上 そのような不公  
平なことさら問題と  
いうのであれば、写  
しの交付代金を無料  
にすれば、公平な扱  
いになります。

畑中 コピーしたのに  
デジタルで撮影し、  
コピー代金を支払わ  
ないのは不届者と考  
えるから、改正の理  
由とする不公平論が  
でてくるのです。こ  
のような不公平論は  
請求者側からみれば、  
不公平でも何でもあ  
りません。開示を受

畑中 そういうこと  
で。利用の促進のた  
めには、そのような  
思い切ったことをす  
るべきです。そもそ  
も、このようなコス  
トを問題にするのは、  
請求資料を探索し写  
しを取るの「お荷物  
」と考えているか  
ら、そのような発想  
になるのです。

阪谷 開示請求が、実

施機関の県らが負う  
「説明責任を全うす  
る」ことだと、自覚  
した対応が求められ  
るということですね。

### 対象公文書に

一部一方的に含  
まないと解釈

畑中 そうです。とこ  
ろが、最近、「お荷物」  
としか考えていない  
と思われる対応を受  
けました。

迫間 それ、伺いまし  
よう。

畑中 まず、開示請求  
書に記載していた対  
象になるべき公文書

が、一部、一方的に  
含まないと解釈され  
て、開示されなかつ  
たことがあったので  
す。

井上 事前に、問い合  
わせもせずですか。

### 追加公文書に

11枚コピー漏れ

畑中 そうです。こち  
らが気づき、指摘し  
たので、追加開示と  
なりましたが、あり  
えないでしょう。そ  
れに、追加開示され  
た中に、コピー漏れ  
があったのです。そ  
れも11枚も。

迫間 それ、伺いまし  
よう。

畑中 まず、開示請求  
書に記載していた対  
象になるべき公文書

迫間 なんとずさんな。

### 個人情報

県庁独自の解釈  
で非開示扱いに

畑中 次に、その開示  
資料の中に、個人情  
報として非開示にさ  
れた部分があったの  
ですが、その資料は、  
市民に配布されたチ  
ラシだったので、非  
開示はあり得ないと  
指摘すると、「当時は  
公にされていたとみ  
なされるが、開示時  
点では公にされてい  
ない。だから非開示  
にした」というので  
すよ。

井上 まだあるのです  
か。

### 何の連絡もなく

開示資料を取り  
に来ない不当請  
求の輩に

畑中 もう一点、開示  
請求に対し、対応し  
た職員は、直接の担  
当ではないので、と  
りあえず、どうする

迫間 それ、伺いまし  
よう。

畑中 これも、私の指



# 透明度後進県の和歌山県

## 求められているのは 透明度を高める施策

か連絡くれることになつていたのですが、1ヶ月近くになつても連絡がないので、担当部に赴くと、コピーして、情報公開の担当者に預けていたが、取りにこないとして返されてきたというのです。

井上 1本の連絡もな  
くですか。

畑中 そうです。

阪谷 それはいかなは。

畑中 開示請求したが

写しを受け取りにこ

ない不当請求の輩に

されていたのですよ。

井上 教育がなつてい

ず、説明責任に答え

る対応とは言い難い。

畑中 私も、改正問題

がなければ、静かに

しているつもりでし

たが、県が、このよ

うな対応をしながら、

利用を阻害する改正

をしようとするので

すから、黙ってはい

られないでしょう。

開示請求を「お荷物」

と思われているから、

このような対応にな

るのです。

迫間 分かります。条

例の趣旨・目的を徹

底していないからで

すよ。

畑中 こういう対応を

するから、県に不信

感を募らせ、怒りに

乗じ条例の目的から

はずれた請求をする

人が生じることにも

なるのです。

井上 県の対応に問題

があると。

畑中 そうです。もう

少し、開示請求者に

対し、開示資料につ

いて丁寧に説明し、

連絡を密にするなど

の対応すれば、条例

の目的からはずれた

請求なども防げると

思われます。

迫間 そうでしょうね。

的に伺います。

畑中 その内容につい

ては、「情報公開の促

進と透明度を高める

改善要望書」として

まとめ、9月6日に

提出しました。

井上 なんと、和歌山

県は、2012年度

予算編成の透明度ラ

ンキングが全国最下

位、すなわち、ワー

スト1位という不名

誉な結果だったので

すよ。

### 都道府県平均情

### 報公開度全国ラ

### ンキング

### ワースト2位

畑中 それだけではあ

りません。2011

年度各都道府県平均

情報公開度全国ラン

キングがワースト2

位だったのです。い

ずれも、今年の調査

であり、全国市民オ

ンブズマン大会で報

告されました。

阪谷 政務調査費のこ

とは。

畑中 そうでした。和

歌山県議会は、政務

調査費の領収書の収

支報告書への添付に

ついて、支出項目中、

事務所費、事務費、

人件費を除外してい

る唯一の議会である

うえ、5万円以上と

して金額が全国最高

額としている唯一の

議会でした。

迫間 それからすれば、

和歌山県が、情

報公開後進県とする

指摘はそのとおりと

いえませ。

畑中 この点でも、利

用を阻害する改正を

するような背景には

なく、利用を促進す

る施策を講じ透明度

を高めることが、今、

求められていること

といえます。

阪谷 分かります。

### 予算編成の透明

### 度ランキング

### 全国最下位

阪谷 次に、情報公開

後進県について具体



## 当面の予定

- 9月18日 PM 4:00 ~  
ニュース発送作業日
- 9月26日 PM 6:00 ~  
第3回全員会議
- 10月30日 AM 11:30 ~  
県議政務調査費違法支出金返還請求住民訴訟の裁判(2件目)
- 10月30日 PM 4:00 ~  
編集会議
- 11月19日 PM 4:00 ~  
ニュース発送作業日
- 11月28日 AM 11:00 ~  
第4回全員会議

## 裁判情報

### 県議・政務調査費違法支出金返還請求住民訴訟(2件目)

裁判は、8月31日に行われました。県側が、支出を裏付ける証拠を裁判所に提出しないということから、当方が、議員らに、直接、提出を求めるため「文書送付嘱託の申立」を行っていました。その申立に対する裁判所の判断が、この日示されました。当方の主張を認め、文書送付嘱託の申立を決定するというものでした。当方の申立が認められたことは歓迎すべきことです。

次回、10月30日午前11時30分からです。



## 次回会員会議のご案内

日時 9月26日(水)午後6時 ~  
場所 和歌山合同法律事務所・会議室

こぞってご参加下さい